

IMAGINE KANAZAWA 2030 パートナーズ会則

(名称)

第1条 本会は、「IMAGINE KANAZAWA 2030 パートナーズ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員同士の活発な交流を通じたパートナーシップにより、金沢ミライシナリオを实践し、金沢SDGs「5つの方向性」を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 会員の活動内容の発信及び共有に関する事項
- (2) 会員同士の活発な交流の創出に関する事項
- (3) 金沢ミライシナリオの普及、啓発及び実践に関する事項
- (4) 金沢SDGs「5つの方向性」の達成に関する事項

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本会則を順守するとともに、石川県内に事務所等を有し、石川県内において金沢SDGs「5つの方向性」の達成に資する活動を行う企業、団体（法人格の有無は問わない。）、個人の会員をもって組織する。

2 本会への入会を希望する者は、事務局が定める方法により入会を申し込み、前項の規定を満たすことを証する書類の提出及び審査を経て承認されることで、会員となる。

3 会員は、退会の意思を記した書面の提出により、退会することができる。

4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、除名することができる。

- (1) 会員が解散又は営業を停止した場合
- (2) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明した場合
- (3) 法令に違反する行為又は違法性が強く疑われる物品若しくは役務の提供を行っていることが判明した場合
- (4) 住民又は利用者に対する著しい不利益、搾取等が疑われる事業を行っていることが判明した場合
- (5) 事業の実態が不明確であり、会員として不適切であると合理的に判断した場合
- (6) 事務局による会員継続意思調査において継続の意思又は金沢SDGs「5つの方向性」の達成に資する取組が示されなかった場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本会則に違反し又は本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められた場合

(運営)

第5条 会費は、無料とする。

(事務局)

第6条 本会の事務は、IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議事務局が執り行う。

(会則の改正)

第7条 会則の改正を行う場合には、あらかじめ会員に告知するものとし、改正をもって、その効力は全会員に及ぶものとする。

(免責事項)

第8条 IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議事務局は、第4条第2項に規定する審査及び同条第4項に規定する除名並びに第7条に規定する会則の改正により会員等に損害が生じても、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。